

工賃向上計画（工賃引上げ計画シート）の策定について

令和3年度の報酬改定により、就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）及びサービス費（Ⅱ）の算定にあたっては、各事業所が基本的指針に基づく「工賃向上計画」（大阪府では「工賃引上げ計画シート」といいます。）を作成することが必須となりました。

○「工賃引上げ計画シート」とは

大阪府では、就労継続支援B型事業所等（以下、「事業所」という。）で働く障がい者の工賃水準の向上をめざし、平成19年度以降、「大阪府工賃倍増5か年計画」及び「大阪府工賃向上計画」を策定し、同計画に基づき事業を実施しております。

また、厚生労働省策定の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』では、「各事業所における取組」として、工賃向上については、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の関係者で経営理念・運営方針を共有していく必要があるとされており、その実現に向け、目標工賃や工賃向上に向けた具体的方策などを盛り込んだ「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することが求められています。

○「工賃引上げ計画シート」に記載する内容

「現状の平均工賃額」、「目標工賃額（大阪府工賃向上計画では前年比8%増としています）」、「作業内容」、「課題等に対して具体的にどのような取組を行うか」等について記載します。詳しくは、下記の相談窓口までお問い合わせください。

なお、報酬算定にあたっては、サービス費（Ⅰ）または（Ⅱ）を届け出た事業所は、各指定権者の指定する期日・方法により、下記とは別に計画シートの提出があらためて必要ですので必ずご確認ください。

記

1. 対象事業所

- (1) 就労継続支援B型事業所（※提出は必須です。）
- (2) 就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所

2. 提出資料

「工賃引上げ計画シート」

※令和3年4月1日から新様式になります。

大阪府ホームページよりダウンロードしてください。

URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jyusan/>

3. 提出方法

電子メール（jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp）にて令和3年5月末までに大阪府あてご提出ください。

<p><相談窓口（大阪府委託先）> 一般社団法人 エル・チャレンジ福祉事業振興機構 担当：^{あわす}粟津 電話：06-6949-3551 Fax：06-6920-3522</p>	<p><大阪府 お問い合わせ先> 大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ 担当：^{さだみち}^{やかみ}定道・八上 電話：06-6944-2095（直通） Fax：06-6942-7215</p>
--	--